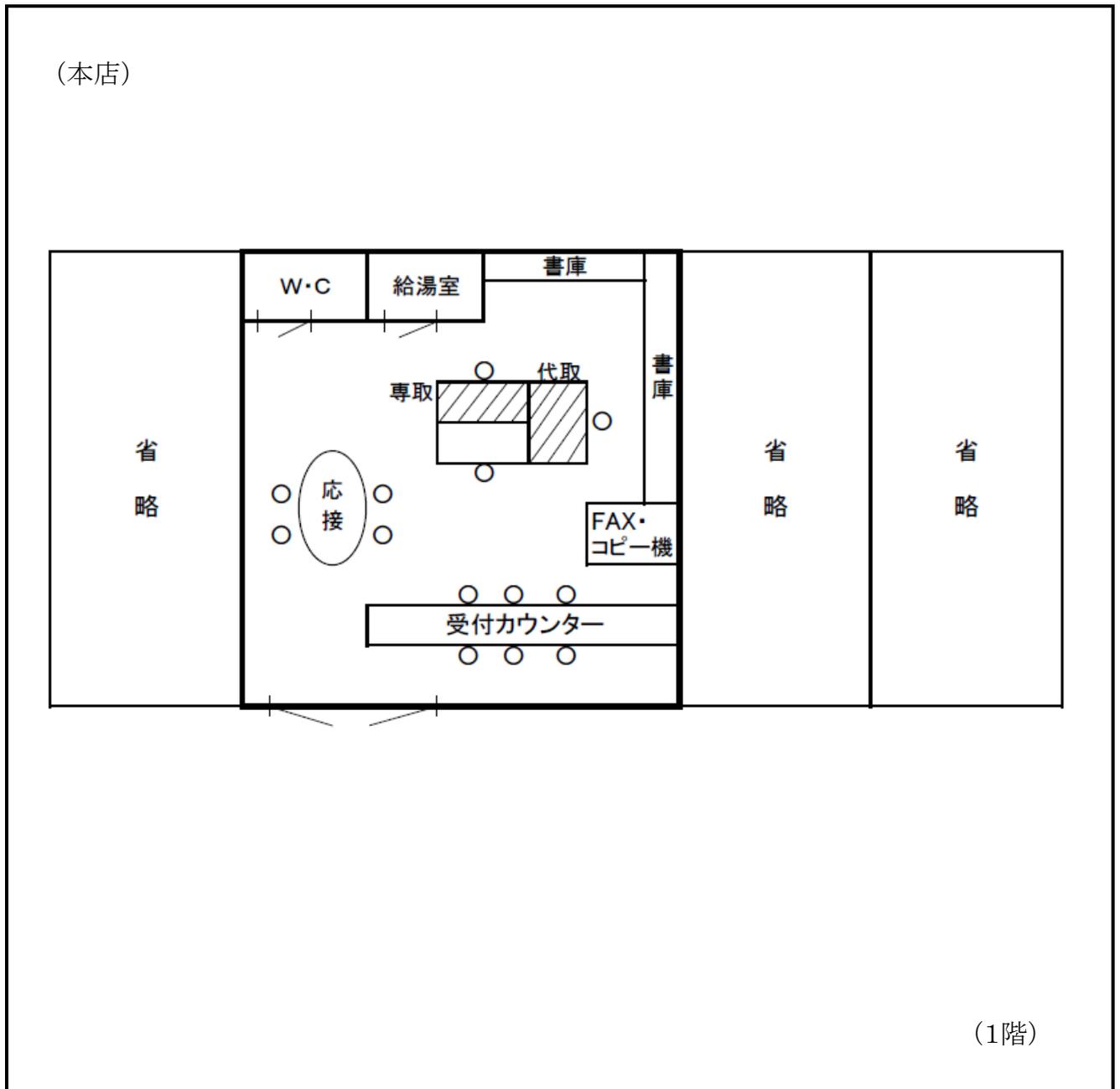


事務所見取図

(A4)



備 考

1. 住居の一部を事務所に行っている場合は、住居全体の見取図を記載すること。
2. テナントビルの一部を事務所に行っている場合は、事務所自体の見取図を記載し、同一フロア全体の配置図を添付すること。
3. 建設時の設計書等で上記1又は2の内容が確認できる場合は、当該設計書等の写しを本書に添付すること（この場合、本書への記載は不要とする）。
4. 事務所は、外部から直接出入りできる形態とし、建物入口から事務所入口までの経路を朱線に表示すること。
5. 本書に書ききれない場合は、別の用紙に記載して本書に添付すること。